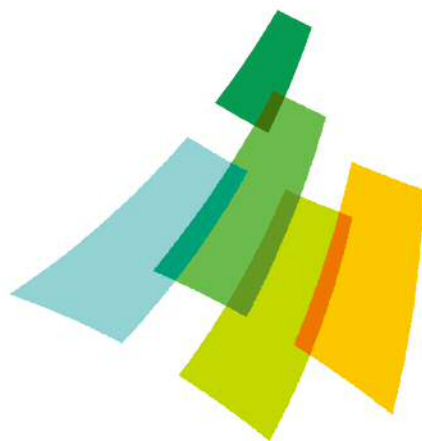


平成30年度 椎葉村のしごと（解説版）



世界農業遺産
高千穂郷・椎葉山地域

GIAHS Takachihogo - Shiibayama

世界農業遺産 高千穂郷・椎葉山地域ロゴマーク

平成30年5月



村内主要電話番号

		NTT番号	村内無料電話
椎葉村役場	(代表)	67-3111	7-67-3111
	総務課	67-3201	7-67-0021
	地域振興課	67-3203	7-67-0031
			7-67-0032
	税務住民課	67-3205	7-67-0051
			7-67-0052
	農林振興課	67-3206	7-67-0061
			7-67-0062
	建設課	67-3207	7-67-0071
			7-67-0072
	議会事務局	67-3209	7-67-0091
	出納室	67-3210	7-67-0101
	福祉保健課 (すこやか館内)	68-7510	7-68-7510
68-7512		7-68-7512	
68-7513		7-68-7513	
教育委員会	67-2850	7-67-0081	
		7-67-0082	
椎葉村国民健康保険病院	67-2008	7-67-0001	
		7-67-0002	
一般社団法人 椎葉村観光協会	67-3139	NTT番号の 前に「7」を つけてダイヤル してください。	
椎葉民俗芸能博物館	68-7033		
大森歯科クリニック	67-2730		
社会福祉協議会	67-2275		
耳川広域森林組合椎葉支所	67-2113		
日向警察署椎葉駐在所	67-2110		
日向土木事務所椎葉駐在所	67-2074		
東臼杵農林椎葉駐在所(林業)	67-2047		
上椎葉郵便局	67-2042		
松尾郵便局	67-1102		
日向農協椎葉支店	67-3131		
日向農協椎葉支店(営農)	67-3133		
日向衛生公社(椎葉)	67-3040		
平寿園	67-2488		
椎葉村物産センター	67-3140		
東臼杵農林椎葉駐在所(農業)	67-2213		
宮崎銀行椎葉出張所 ³	67-2112		
椎葉村商工会	67-2005		

目 次

1. 快適に住めるむらづくり

1)土地利用	1
2)住宅整備	2
3)環境衛生対策	4
4)水道整備	7
5)消防体制	8
6)防災体制	10
7)防犯・交通安全対策	11
8)道路整備	12
9)情報通信網の整備	14

2. いきいきと働けるむらづくり

林業振興

1)生産基盤整備	15
2)森林管理対策	16
3)流通・加工対策	21
4)後継者・担い手の育成	22
5)特用林産物	24

農業振興

6)生産基盤整備	26
7)後継者・担い手の育成	28
8)地場産業の振興	29
9)その他	30

畜産振興

10)経営体系整備	31
11)優良牛の導入	33
12)水産業振興	35
13)商工業の振興	36
14)観光の振興	37

3. 生涯みんなで学びあえるむらづくり

1) 学校教育	41
2) 社会教育	45
3) 生涯スポーツ	47
4) 歴史・文化	48
5) 国際交流	50

4. 健やかで笑顔あふれるむらづくり

1) 健康づくり	51
2) 地域福祉	55
3) 高齢者福祉	56
4) 障がい者福祉	59
5) 子育て支援	61
6) 社会保障	63
7) 医療	66

5. 未来へ共に歩めるむらづくり

1) 集落支援	67
2) 後継者対策	68
3) 広報・広聴の充実	69
4) 行財政運営	70
5) 広域行政・連携	74



○地籍調査事業

1 億 4,964 万円

地籍調査の進捗率は国有林等の調査除外地を除き、平成 28 年度終了後の計画面積ベースで 56.4% となります。

調査後は土地の位置や形状、隣接地との境界が正確に示され、個人の財産管理はもとより土地利用を要する事業への資料提供など多岐にわたる分野で活用されます。

補助率等：県 9,570 万円 村 5,394 万円
内 訳：測量委託料、嘱託職員報酬、使用料 等

地籍調査の進め方

②一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査した後、関係者立ち会いのもとに、毎筆の土地について、所有者、地番、地目、境界の調査を実施します。



①事業計画・準備

事業計画の策定・関係機関との連絡調整、住民への説明などを行い、地籍調査を始める体制をつくります。



④成果の検査・承認

一筆地調査、地籍測量により、作成した地籍簿と地積図の案を一般に閲覧し、都道府県知事の認証及び国の承認を受けます。



③地籍測量

図根点を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これにより各筆の位置が地球上の座標値で表示される事になります。



税務住民課	地籍調査室
無 料 電 話	7-67-0051・7-67-0052
N T T 電 話	(0982) 67-3205
F A X	(0982) 67-3930

○木造住宅建築支援事業

椎葉村産材の消費拡大を目的として、村内における新築、増改築において村産材を使用する場合に助成を行っています。

- 補助対象：①本村に住所を有し、ひきつづき5年以上居住見込の者
 ②住宅及び店舗等の新築、増築、改築とするが、倉庫・牛舎・車庫・門扉・塀・柵を除く。
 ③使用木材の経費が10万円以上。

補助率等：対象経費の1/2以内（補助限度額 100万円）
 村が負担しています。



建設課	道路管理グループ
無 料 電 話	7-67-0071・7-67-0072
N T T 電 話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

○木造住宅耐震関係補助事業

224万円

椎葉村では、地震における木造住宅の安全性の向上を図ることを目的に、木造住宅の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事を行おうとする木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において助成を行っています。

(1) 耐震診断補助事業

補助対象建物：昭和56年5月31日以前に建てられた、階数が2階以下の住宅

(2) 耐震補強設計補助事業

補助対象：(1)の結果により倒壊等の恐れがあると診断結果が出た住宅で、耐震改修工事を行う場合の設計に要する費用

(3) 耐震改修補助事業

補助対象：(2)の設計を基に行う改修工事

補助の対象経費や補助率については、各事業毎に諸条件がありますので、詳細については担当までお問い合わせ下さい。

建設課	道路管理グループ
無 料 電 話	7-67-0071・7-67-0072
N T T 電 話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

○移住・定住促進住環境整備事業

490 万円

椎葉村への移住・定住を促進するため住宅の新築、増改築の工事費に対し助成を行います。

- 補助対象：①本村に住所を有し、ひきつづき5年以上居住見込の者
 ②住宅の新築、増築、改築とするが、倉庫・牛舎・車庫・門扉・塀・柵を除く
 ③対象工事費が20万円以上 等
 ※このほか、諸条件がありますので詳細については担当までお問い合わせ下さい。

補助率等：対象経費の1/2もしくは1/3以内（補助限度額 100万円）
 村が負担しています。

地域振興課	企画グループ
無 料 電 話	7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

○住宅管理関係事業

村では、公営住宅（88戸）、村営住宅（16戸）、僻地教員住宅（48戸）山村定住住宅（20戸）、特定優良賃貸住宅（4戸）を所有しています。
 老朽化に伴う修繕や設備機器の交換等を行い住宅の適正管理に努めます。
 また、社会資本整備総合交付金を活用し、公営住宅の改修を実施します。

・歳入 5,999 万円

1) 家賃収入 …………… 5,249 万円

公営住宅使用料	2,239 万円
村営住宅使用料	1,157 万円
教職員住宅貸付収入	1,853 万円

2) 社会資本整備総合交付金……750 万円

・主な経費
 修繕料 480 万円（床、壁、天井 等）
 工事請負費 3,580 万円（住宅改修）

建設課	施設管理グループ
無 料 電 話	7-67-0071
N T T 電 話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

豊かな椎葉の自然環境を未来に引き継ぐため、様々なごみ処理対策を行っています。
また、常に私達一人ひとりが環境に優しい生活を心がけることが大切です。

○ごみ焼却施設（クリーンセンター）運営事業 159 万円

19 年度より可燃ごみは広域で処理されるため、クリーンセンターは中継施設として利用されます。

主な経費：	光熱水費	30 万円	（クリーンセンター電気代）
	委託料	22 万円	（設備保守点検 等）
	修繕料	63 万円	
	その他	44 万円	

○ごみ収集処理事業 3,089 万円

村内で収集されたごみ（家電4品及びパソコンを除く。）は、全て村外で処理されています。

主な経費：	委託料	2,912 万円	（一般廃棄物収集運搬業務 等）
	消耗品費	177 万円	（ごみ袋作成・購入費）



税務住民課	住民グループ
無料電話	7-67-0051・7-67-0052
N T T 電話	(0982) 67-3205
F A X	(0982) 67-3930

ごみ減量化及び環境美化活動の推進

ごみ処理の合理化及び経費節減を目指すためには、発生したごみ処理を考えるだけでなく、ごみの減量化につながるリサイクルの推進や資源ごみなどの分別の徹底等、皆さん一人ひとりの支えが必要です。

村では、環境美化やごみ減量化につながる様々な施策を展開しています。

○環境美化推進員活動事業 20万円

各公民館の分別収集の徹底や、環境に対する意識の高揚を図るため、推進員を委嘱し活動を行って頂いています。

○環境美化活動補助 45万円

各公民館の環境美化活動に対し、助成を行っています。(45,000円/1公民館)



税務住民課	住民グループ
無 料 電 話	7-67-0051・7-67-0052
N T T 電 話	(0982) 67-3205
F A X	(0982) 67-3930

○花いっぱい運動事業 88万円

村内における花壇等の整備及び維持管理になどに取り組む団体に対し、助成を行います。



地域振興課	企画グループ
無 料 電 話	7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

生ごみ処理機等を購入する場合、補助制度があります。

○生ごみ処理機等購入費補助 36 万円

生ごみの減量化や堆肥化、悪臭などの諸問題の改善を図るため、家庭用生ごみ処理機等の購入に対する助成を行っています。

- 【補助内容】 ・コンポスト・・・購入費の3分の2または上限3千円のいずれか低い額
 ※コンポストのみ1世帯2個まで助成します。
 ・電気処理機・・・購入費の3分の2または上限額3万円のいずれか低い額

合併処理浄化槽を設置する場合、補助制度があります。

○合併処理浄化槽設置整備補助事業 166 万円

村内の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽設置費用の一部を補助しています。

補助内容：5人槽 332千円／1基

○国土保全林業集落生活基盤整備事業 100 万円

合併処理浄化槽設置者の負担軽減を図るため、補助を行っています。

補助率等：補助対象経費の3分の2または上限20万円／1基

○合併処理浄化槽維持管理補助事業 110 万円

70歳以上の高齢者のみの世帯かつ非課税世帯で、合併処理浄化槽を適正に維持管理（清掃・保守点検・法定検査）されている設置者に対して、その維持管理費の一部を助成します

税務住民課	住民グループ
無 料 電 話	7-67-0051・7-67-0052
N T T 電 話	(0982) 67-3205
F A X	(0982) 67-3930

- 簡易水道施設建設等償還金 2,935 万円
水道管の布設や浄水場を建設するために借りたお金を返済します。返済に要する費用の一部が、交付税として国から交付されます。

- 簡易水道事業運営経費 2,559 万円
簡易水道事業を運営していくうえで必要となる経費です。職員の人件費や浄水場の修繕および点検、検針業務等などの費用です。

簡易水道の給水が得られない地域に住んでいる人で、飲料水を確保するために施設を整備する場合に補助制度があります。

- 小規模水道施設設置事業 2,200 万円
補助率（85%） ※減免措置あり

- 一般家庭用飲料水供給施設補助金 700 万円
補助率（70%）

「安全でおいしい水の安定供給」を目指すため、水道未普及地域への施設の整備を行います。地域の給水施設の運用に必要な資材の共同購入については、新設・修理・改修に対し、その一部を助成します。

- 飲料水等水質検査事業 10 万円

水道未普及地域を対象に給水施設の水質検査の実施に対し助成します。
補助率（50%）



建設課	施設管理グループ
無料電話	7-67-0071・7-67-0072
N T T 電話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

消防防災体制を強化するため、消防団員の育成確保及び活動支援を行っています。

- | | |
|---|--------|
| 総合事務組合負担金 | 695 万円 |
| 消防団員の退職報奨金負担金（宮崎県町村総合事務組合） | |
| ○消防団員福祉共済制度掛金 | 132 万円 |
| 消防団員の共済加入を行っています。（宮崎県消防協会） | |
| ○各部運営補助 | 70万円 |
| 全 11 部の運営助成を行っています。 | |
| ○ラッパ隊運営補助 | 10万円 |
| ラッパ隊の運営助成を行っています。 | |
| ○消防応援協定負担金 | 15万円 |
| 県境部の防災体制の強化を図るため、消防相互の応援協定を結んでいます。
（上球磨消防組合） | |
| ○救急運転業務協力会負担金 | 20万円 |
| 救急車両の運転業務を協力会の方々をお願いしています。 | |
| ○防災ヘリ負担金 | 74万円 |
| 宮崎県が整備した防災救急ヘリ「あおぞら」の維持管理費を県、市町村が負担しています。 | |



総務課	防災グループ
無 料 電 話	7-67-0021
N T T 電 話	(0982) 67-3201
F A X	(0982) 67-2825

1. 快適に住めるむらづくり

【 消防体制 】

○消防団員出動手当、報酬、旅費等活動事務費 2,953万円
約310名の消防団員の活動を支援しています。

主な経費：	報酬	1,083万円（団員から団長まで）
	手当	320万円（団員の出動手当）
	旅費	373万円（支部大会、研修等）
	その他	1,177万円（作業員賃金等）

○防火水槽整備 300万円

火災の際の水利の確保が困難な地区を優先的に、防火水槽の整備を支援しています。

○その他消防施設、設備関係経費 1,398万円

防災機能の強化を図るため、これ以外にも次のような経費が発生しています。

主な経費：	消耗品費	185万円（消防ホース等）
	備品購入費	720万円（小型動力ポンプ、発電機、投光器等）
	その他	493万円（修繕料、燃料代等）

○防災行政無線電話管理運営費 685万円

防災機能の充実、強化を図るため防災行政無線、衛星携帯電話の円滑な運用を図ります。

主な経費：	通信運搬費	139万円（衛星携帯電話通信費）
	負担金	514万円（防災行政無線運営協議会ほか）
	修繕料	10万円（消防無線等修繕）
	その他	22万円（手数料等）

○災害対策事業 315万円

椎葉村防災情報サイトを活用して、災害に関する情報を住民に提供し、災害の未然防止や軽減を図ります。

主な経費：	委託料	146万円（椎葉村防災情報サイト運営業務）
	借上料	71万円（避難所等発電機借上）
	作業員賃金	20万円（避難所電気等配線変更労務賃金）
	その他	78万円（資材費等）



総務課 防災グループ
無料電話 7-67-0021
NTT電話 (0982) 67-3201
FAX (0982) 67-2825

住民の皆さんの安全な暮らしを守るため、災害に強い集落づくりを様々な角度から行っています。

○山村集落防災機能強化事業

山村地域の集落環境を整備し、集落機能の保全と定住促進を図ります。

防災灯設置等

補助率等：県 2 / 3 村 1 / 3

農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

○県営急傾斜事業負担金

500 万円

一定の要件を満たした箇所については、県の直営により急傾斜崩壊対策事業を実施することができます。この場合、事業費の5～10%相当分を村が負担しています。

(上椎葉地区)

○村単急傾斜事業補助金

家の裏山や庭が危険であり、県の補助事業が利用できない場合、村の単独事業によりブロック積み、吹き付け等の対策を講じることができます。

- ・補助対象経費限度額 (200 万円)
- ・補助限度額 (1/2 又は 1/3 補助 100 万円)



建設課	道路管理グループ
無料電話	7-67-0071・7-67-0072
N T T 電話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

○交通防犯対策事業

240万円

交通指導員や交通安全協会を中心に、街頭啓発や交通安全普及活動などを行って頂いています。また、日向警察所管内が広域的に連携して防犯活動や暴力団追放運動等を展開しています。



総務課	防災グループ
無料電話	7-67-0021
N T T 電話	(0982) 67-3201
F A X	(0982) 67-2825

○バス運行事業

5,455万円

高齢者や児童生徒など交通弱者の移動手段を確保するため、村営バス8路線の運行と宮崎交通のバス運行支援を行っています。

主な経費：〔 委託料 4,969万円（村営バス、宮崎交通等運行業務）
 その他 486万円（委員報酬等）

補助率等：県 586万円 使用料(乗車料) 33万円 村 4,836万円

地域振興課	企画グループ
無料電話	7-67-0031
N T T 電話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

県道・村道・林道について、改良等に努めています。

○国・県道整備関連事業

80 万円

国・県道の整備促進を図るため、期成同盟会等による活動を行っています。

内 訳：	国道 265 号改良整備促進期成同盟会	7 万円
	人吉日向間 388・446 号期成同盟会	5 万円
	国道 388 号期成同盟会	9 万円
	国道 327 号期成同盟会	3 万円
	宮崎県道路利用者協議会	4 万円
	宮崎県道路整備促進期成同盟会	6 万円
	九州国道協会	3 万円
	日本道路協会	3 万円
	宮崎県高速道路利用促進協議会	2 千円
	県道上椎葉湯前線整備促進期成同盟会	20 万円
	東九州自動車道建設促進宮崎県央北部期成会	1 万円
	九州中央自動車道建設促進期成会	9 万円
	椎葉五家荘線期成同盟会	6 万円
	椎葉矢部砥用線整備促進同盟会	4 万円

○村道改良事業

4 億 7,150 万円

村道の局部改良、舗装補修、橋梁修繕事業を行っています。

内 訳：	改良	椎葉矢部線ほか 8 路線
	舗装補修	椎葉矢部線ほか 27 路線
	橋梁修繕	村道橋 21 橋
	法面修繕	長崎唾谷線ほか 7 路線

補助率等：	地方創生整備推進交付金	50/100
	社会資本整備総合交付金	70/100 (一部)

○村道維持事業

4,295 万円

通行車輛の安全確保、災害防止を図るため、村道の維持管理を行っています。

村単維持工事 (安全施設、排水処理等 10 地区)

内 訳：	原材料 (生コン支給、塩カル、アスファルト補修材)
	工事請負
	委託料 (村道台帳整備)
	燃料費 (重機 等) 他

建設課	道路管理グループ
無料電話	7-67-0071・7-67-0072
NTT 電話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

○林道開設・舗装・改良事業

1 億 4,760 万円

開 設：胡摩山線

舗 装：十根川線・十根川～三方界線

改 良：十根川～三方界線・川内～奥村線・中の八重～夜狩内線
間柏原～中山線

安全施設：小原井～財木線ほか 4 路線

補助率等：地方創生整備推進交付金 50/100、県単林道網総合整備事業 30/100

○民有林林道トンネル維持事業

588 万円

ひむか神話街道の中山トンネルの安全な通行確保に努めています。

内 訳：光熱水費 204 万円（トンネル内照明）

通信運搬費 3 万円

工事請負費 300 万円（照明取替 等）

委託料 81 万円（設備保守点検）

○林道維持事業

519 万円

林道の安全な通行を確保するため、維持管理を行っています。

内 訳：借上料（重機借上料）

負担金（治山林道協会 等）

委託料（除草作業委託業務）



建設課	道路管理グループ
無 料 電 話	7-67-0071・7-67-0072
N T T 電 話	(0982) 67-3207
F A X	(0982) 67-3930

情報通信環境の整備や地域活性化のために、情報格差の是正、高度情報化の推進に努めています。

○ケーブルネットワーク（かて～りネット）事業特別会計 6,664 万円

椎葉村光ファイバーネットワーク（かて～りネット）を運営するため、特別会計を設置し会計を管理しています。

歳入：	使用料	1,787 万円	（インターネット利用料 等）
	一般会計繰入金	4,097 万円	
	その他	779 万円	（IRU 賃貸料金 等）
歳出：	役務費	1,936 万円	（インターネット通信サービス料 等）
	委託料	1,655 万円	（ネットワーク機器保守 等）
	使用料及び賃借料	2,485 万円	（インターネット回線利用料 等）
	その他	588 万円	（人件費・宅内予備機器購入費 等）

雷が鳴る際は、PSU・告知端末・テレビの電源を抜いて下さい
ケーブル付近の伐採作業や光成端末・告知端末の移動をする際は
役場に連絡して下さい。

テレビが見られない・やまびこ通信が聞けない。役場に電話しよう・・・その前に！
・PSU（電源装置）や光成端装置・告知端末の電源は抜けていませんか？
・リモコンの切り替えスイッチは「STB」側になっていますか？
ご確認をお願いします。

地域振興課 情報グループ
無 料 電 話 7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話 (0982) 67-3203
F A X (0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：生産基盤整備 】

生産コストの低減を図るため、生産基盤の整備を推進しています。

山林作業の効率化、コスト低減を図るための作業路の開設、改良等を行う場合、助成が受けられます。

○小型運材車道開設事業 300 万円

幅員2mの作業路を開設する場合に助成が行われます。

ただし、前年度11月末までに申込を行った方に限ります。

補助率等 : 1/2 (全額村負担)

補助の内容 : 1mあたり 550円

L=4,000m

○林道等改良事業 565 万円

幅員3m以上の既設作業路の生コン舗装、排水施設整備等に対し助成が行われます。

ただし、前年度11月末までに申込を行った方に限ります。

補助率等 : 1/2 (県 339万円、村 226万円)

補助の内容 : 生コン舗装 L= 1,030m

○森林路網ストック活用緊急整備事業 336 万円

2m~2.5m道を3m道への幅員、勾配、曲線半径等を改築する場合に助成が行われます。

補助率等 : 県 68%以内 (ただし、森林経営計画に基づいた搬出間伐を実施する場合は村単独で16%のかさ上げ補助を行います。)

○森林路網整備事業 39 万円

既設作業道の補修(崩土除去、路盤整備等)に要する経費に対し助成が行われます。ただし、現地査定において補助上限額を決定します。

補助内容 : 1mあたり 50~160円



農林振興課	林業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：森林管理対策 】

公有財産である公有林（村有林、村行造林）の適切な管理に努めています。 単位：ha

村有林	926.95	村有地に造林し、造林事業も村が行っています。
村行造林	1,179.24	民有地にて村が造林、保育を行い益金を村と所有者が分配します。
機構造林	155.25	村有地にて森林農地整備センターが造林、保育を行い益金を機構と村が分配します。
公社造林	53.01	村有地にて林業公社が造林、保育を行い益金を公社と村が分配します。
県行造林	7.68	村有地にて県が造林、保育を行い益金を県と村が分配します。
部分林	62.00	村有地にて集落等が造林、保育を行い益金を契約者と村が分配します。
合計	2,384.13	

○公有林監視業務委託事業 177 万円

村内に点在する村有林及び村行造林について、5 名の方に監視を行って頂いています。監視人の報告を基に、獣害対策や必要な施業がなされています。

○公有林整備事業（下刈）

1～6年生の公有林について、健全な森林資源の育成を図るため、国県の助成を受け委託事業により施業を行っています。

事業量：111.68ha

補助率等：国・県 68%

○公有林整備事業（除間伐）

健全な森林資源の育成を図るため、国県の助成を受け委託事業により施業を行っています。

事業量：19.2ha

補助率等：国・県 68%



農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
NTT電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：森林管理対策 】

○公有林整備事業（防護柵設置）

健全な森林資源の育成を図るため、獣害により育林が困難であると思われる公有林について、防護柵の設置を行っています。

事業量：L=5,000m

補助率等：国・県 68%

○公有林整備事業（改良）

健全な森林資源の育成を図るため、国・県の助成を受け委託事業によりクヌギ林の補植を行っています。

事業量：20.8ha

補助率等：国・県 68%

○公有林整備事業（作業路開設）

健全な森林資源の育成を図るため、国・県の助成を受け作業路の開設を行っています。

事業量：L=150m W=3.0m

補助率等：国・県 68%

農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
NTT電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：森林管理対策 】

村内の森林において、造林事業（新植、下刈）を行う場合、国県補助に加え、村独自の補助を受けることができます。

○国土保全造林事業（新植） 1,560 万円

新たに新植を行う場合（再造林のみ）、1ha あたり 13 万円の補助を行っています。

事業量：120.0ha

補助率等：全額村負担

○国土保全造林事業（下刈） 500 万円

2～6年生の造林地の下刈を行う場合 1ha あたり 1万円の補助を行っています。

事業量：500.0ha

補助率等：全額村負担



農林振興課	林業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：森林管理対策 】

○高性能林業機械等整備事業 1,076 万円

森林の整備・保全及び林業後継者の育成を図るため、林業機械設備の導入及びリース導入の経費に対し、平成 30 年度まで助成します。

助成対象者：椎葉村に住所を有し、森林経営計画が策定された森林において施業する自伐林家もしくは林業事業体とし、村の審査会の認定を受け 5 年間の実施計画及び改善計画を策定したものの。

補助率等： 機械導入： 2 / 3 (限度額 300 万円)
リース導入： 1 / 2 (限度額 15 万円/月)

○しいば里山保全・資源活用推進事業 230 万円

里山の保全活動及び資源活用の取り組みにおける資機材・施設の整備経費に対して、助成します。

助成対象者：村内の森林において活動する森林所有者及び地域住民等で構成する活動組織とし、宮崎県森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会の採択を受けた活動組織。

補助率等 機材整備： 1 / 4 (限度額 25 万円)
※耐用年数 5 年以上で且つ 1 品あたり 20 万円以上

施設整備： 1 / 4 (限度額 50 万円)
※1 施設あたり 30 万円以上

注) 一活動組織あたり総額 100 万円を限度とする。



農林振興課	林業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

健全な森林資源の育成を図るうえで深刻な獣害について対策を講じる場合、助成が受けられます。

○有害獣被害防止対策事業 46 万円

有害鳥獣による農林業への被害軽減を図るため、県の助成（電気柵設置のみ）を受け、獣害防止のための電気柵設置及び防護ネット等設置及び忌避剤購入に対し助成を行っています。

平成25年度より既存の防護ネットの強化を目的としたスカートネットを補助対象に加えました。

事業量：L=5,200m

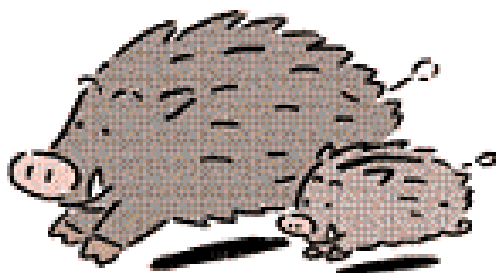
補助率等：補助率 2/3 以内（県 7 万円 村 39 万円）

○有害鳥獣捕獲対策事業 2,705 万円

有害鳥獣の駆除については、村内8班約90名の駆除班により行われています。駆除班は年間延べ2,100人以上が出勤をしています。なお、駆除の許可業務については、村で行っています。

平成28年度は、1,986頭の鹿と638頭の猪が有害捕獲されています。

補助率等：国 1,520 万円 県 175 万円 村 1,010 万円



農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：流通・加工対策 】

○大神館施設運営事業 16万円

森林体験交流センター（大神館）を運営し、観光客の利便性を図ります。

事業内容：施設管理、光熱水費 等

平成28年4月から営業を休止しています

○間伐促進事業 1,890万円

森林環境保全直接支援事業により実施した間伐（搬出）施業に対し、平成29年度まで助成します。

事業内容：1 m³あたり3,500円補助します。

※ただし、小径木生産事業と重複して補助は受けられません。

間伐等により生産される小径木について、清算金に加え奨励補助金が交付されます。

○小径木生産事業 万円

補助内容：（間伐分）

2.0m……………100円／1本

3.0m……………120円／1本

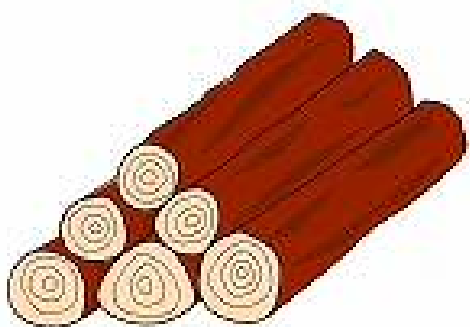
4.0m……………140円／1本

（全伐分）

2.0m……………30円／1本

3.0m……………30円／1本

4.0m……………30円／1本



農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興 : 後継者・担い手の育成 】

○林業部会運営補助事業 30万円

林業振興、林業技術の向上のための学習および林家の相互交流を図る取り組みを行っています。

補助率等：県 7万5千円 村 7万5千円

○林業後継者育英資金貸与事業 210万円

林業後継者の育成を目的として、高校生に対する奨学資金の貸与を行っています。

貸与対象者

村内に住所を有する森林所有者または林業就業者の子で将来林業に従事することを目指す県内の高等学校に在籍する高校生の保護者。

貸付額

自宅通学生 15,000円／月（年額18万円）の定額
自宅外通学生 20,000円／月（年額24万円）又は
25,000円／月（年額30万円）の選択制

返還方法

①返還期間

借受期間（年）の3倍（年）で返還します。

高校3年間に毎年30万円（25,000円／月）借りた場合は9年間で毎年10万円（1万円／月×10ヶ月）の返還となります。

②返還猶予

高校卒業後、2年間（引き続き大学・専門学校へ進学した場合は、その卒業後2年間）の返還猶予を受けることができます。

③返還免除

林業に従事した場合には、その年度の返還が免除されます。

（「林業に従事」とは、林業に関する業務に従事し、その就業期間が6ヶ月を超える状態をいいます。）

農林振興課	林業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興 : 後継者・担い手の育成 】

○林業担い手育成確保対策事業 774 万円

森林組合作業班認定林業事業体並びに自営林家や一人親方等の福利厚生を確保するために、雇用保険、健康保険、厚生年金の掛け金に対する助成を行っています。

補助率等：県 245 万円 村 352 万円

○みどりの少年団育成事業 22 万円

郷土の自然や森林に対する理解を深める活動を行っている少年団の育成を支援しています。

補助率等：県 3 万円 村 19 万円

○林業振興資金貸付金 4,500 万円

耳川広域森林組合の運営資金を無利子で貸し付けています。

補助率等：貸付金元利収入 4,500 万円
(年度内に元金の償還を行っています。)

○宮崎県林業公社貸付金 万円

宮崎県林業公社の経営改善を図るため、運営資金の無利子貸付を行います。

貸付期間 : 平成 24~29 年度
貸付金総額 : 3,645 万円
償還期間 : 平成 35~40 年度

農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
NTT電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興：特用林産物 】

基幹産業である、椎茸の生産施設および作業用機械等を整備する場合に助成が受けられます。

○しいたけ等特用林産物生産体制強化事業 1,787万円

ただし、前年度11月末までに申込を行った方に限ります。

事業内容：乾燥施設、運搬車、発電機、散水施設等
補助率等：補助率 2/3

○椎茸共同選別推進事業 220万円

箱毎の品質の均一化による販売単価および市場評価の向上を図るため、共同選別を推進しています。

事業内容：共同選別手数料（220円/kg）のうち、110円/kgを助成

○椎茸振興事務事業 48万円

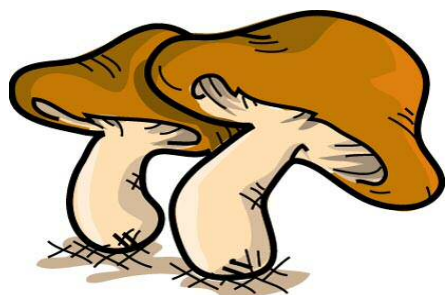
椎茸生産技術、品質の向上を図る取り組みを行っています。

事業内容：椎茸ほた場巡回指導、品評会の開催等

○椎葉しいたけ再生計画支援事業 2,499万円

椎葉しいたけ再生計画に基づき、生産コストの低減や経営基盤整備を支援するとともに、種駒補助及び原木補助を行い、しいたけ産業の振興を図ります。ただし、前年度11月末までに申込を行った方に限ります。

事業内容：原木・種駒補助
伏込資材補助 補助率 1/2
ほた場拡大補助 補助率 1/2



農林振興課	林業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
NTT電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 林業振興 : 特用林産物 】

○椎茸生産施設管理事業 43万円

生産者に賃貸している椎茸生産施設の適正な管理に努めています。

生産団地一覧：栗の尾、唾谷、臼杵俣、竹の枝尾、不土野①、不土野②、
不土野③、桑の木原①、桑の木原②

施設使用料 : 43 万円

○椎茸部会運営補助事業 57万円

椎茸生産技術、品質の向上を図る取り組みを行っています。

【シイタケの効能】

動脈硬化、高脂血症、肝機能障害、胃痛、免疫力強化、血行促進など。

シイタケに多く含まれるエルゴステリンは、紫外線にあたることでビタミンDに変わります。生シイタケの場合は、20～30分ほど日にあててから調理しましょう。生活習慣病や骨粗鬆症の予防に、シイタケは大きな効果があります。

また、鶏肉といっしょに調理すると効果が上がります。



農林振興課	林業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 農業振興 : 生産基盤整備 】

生産コストの低減を図り生産性の向上を図るため、生産基盤の整備を行っています。

生産基盤整備を行うための、助成があります。

○村単土地改良事業

520 万円

- ・ほ場整備 (整備後の面積が 3a 以上 50a 以下のもの……補助率 50%)
- ・農道整備 (事業の有効幅員が 1.2m 以上……補助率 50%)
- ・農用地開発 (造成後の総面積が 3a 以上 50a 以下のもの……補助率 50%)
- ・石垣整備 (表面積が 5 m²以上 100 m²以下のもの……補助率 50%)
- ・畦畔コンクリート整備

(外畔 : 650 円/m、中畦 : 975 円/m、外畦嵩上げ : 500 円/m)

※認定農業者に認定された場合、補助率が 5%引き上げられます。



農林振興課	農業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

振興作物を生産する場合、村の支援が受けられます。

- そば奨励補助事業 81 万円
そばの生産を行い物産センターへ出荷した場合、清算金の上乗せを行っています。

物産センター購入単価	500 円/kg (殻つき)	} 計 900 円/kg となります。
村補助金上乗せ	400 円/kg (殻つき)	

- 農産物物流構築事業 171 万円
農産物の出荷経費の軽減を図るため、運賃の助成を行っています。

- 園芸用ハウス等補助 448 万円

施設園芸用ビニールハウス等の施設整備及び農業機械（施設園芸に関するものに限る。）の導入について助成を行っています。

補助率等：農業機械 1/2 (限度額 100 万円)
生産施設 (ハウス) 2/3



農林振興課	農業振興グループ
無料電話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 農業振興 : 後継者・担い手の育成 】

農業振興に寄与する生産組織の育成強化を図っています。

○椎葉村園芸部会運営補助 27 万円

本村の野菜、花きの生産振興を図るため、生産技術向上のための研修会および相互交流をはかる取組を支援しています。

○認定農業者制度促進事業 44 万円

村の農業を牽引する認定農業者制度の推進を図り、総合的な営農支援活動を行っています。また、認定農業者として認定を受けると、補助事業等の補助率が高くなるなどの特典があります。

事業内容：認定農業者協議会活動助成、生産基盤整備助成等
補助率等：村が負担しています。

○中山間地域直接支払制度事業 3,132 万円

農地の放棄、未耕作地の拡大を抑制し、国土の保全と農業生産活動の維持を図るため条件を満たす農地については、交付金が支給されます。

補助率等：国・県 2,262 万円 村 870 万円

○農作業受託にかかる農業機械等整備事業 316 万円

農地の保全・農業後継者の育成を図るため、農業機械の導入に対し補助を行います。

助成対象者：椎葉村農作業受託組合に登録し、年間2戸以上の農家から延べ80a以上の農作業を受託している農業者とし、村の審査会の認定を受けたもの。

補助率等：機械導入 1/2 (限度額100万円)

農林振興課	農業振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

地域特産品（加工品等）の商品開発を図るための支援を行っています。

○加工場管理委託事業等 26 万円

中核的な施設である桑の木原農産加工場の円滑な管理運営に努めています。

事業内容：光熱水費、加工機器修繕料、機器メンテナンス委託料等

補助率等：利用者の方の使用料 53 千円、不足分は村が負担しています。

○中規模加工場施設運営補助事業 48 万円

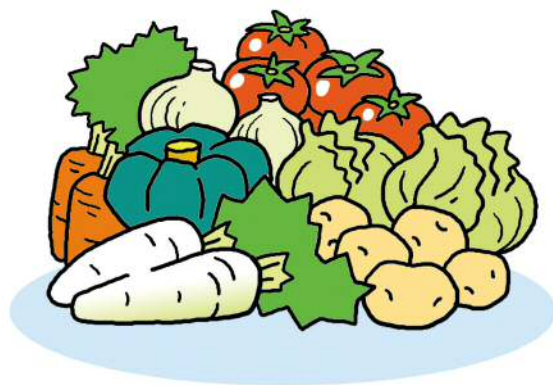
公民館が所有する中規模加工場の運営を支援するため、経常的経費の一部助成を行っています。

補助率等：年間の電気料金、燃料代金及び水道料金の 10 分の 9 以内。

村が負担しています。

○むらおこしグループ[®] 連絡協議会運営補助事業 48 万円

村内のむらおこしグループ[®] に対し、特産品開発の支援を行っています。



地域振興課	商工観光グループ
無料電話	7-67-0031・7-67-0032
N T T 電話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

○世界農業遺産推進活動 724 万円

平成 27 年 12 月の「世界農業遺産」認定を村の活性化に活かすため、雑穀の栽培実証、栽培拡大、伝統農法「焼畑」の作業手順書の作成等を行う。

○農業者年金事業 20 万円

農業者の老後の生活安定と、農業の担い手育成による農地などの円滑な継承のために農業者年金の加入促進と年金受給に関する業務を行っています。

農業者年金は平成 14 年 1 月 1 日に制度が改正され、強制加入制度から積み立てた掛け金を年金として受け取る仕組みとなりました。

○農業委員会運営事業 1,618 万円

農業基盤の整備を促進し、農地の高度利用に努めるとともに、農用地の有効利用と遊休農地の解消および規模拡大を図る。

補助率等：県 346 万円 村 1,254 万円 その他 18 万円

こんなときは、農業委員、農業委員会へご相談下さい。

●農地を相続したとき

相続等によって農地を取得した人は農業委員会への届出が必要になります。

●農地を売りたい、または買いたいとき

農業委員が農地の売買の調整をします。ただし、農地は農業者でなければ買うことができません。

●農地を借りたい、もしくは貸したいとき

農業経営基盤強化促進法、農業振興対策事業費補助金交付要綱に基づき、使用权の設定をしましょう。所有権や使用权が守られ、1年目には農地の面積、契約年数により補助金が交付されます。

●農地を耕作目的以外で利用するとき

農地法による許可が必要です。農業委員がその農地、また周辺の状況を確認したうえで、農業委員会では知事への申請手続きの審査をします。ただし、農地のほとんどは、農業振興地域整備計画で農用地として指定されているため、手続きに長期間を要する場合があります。

畜産経営を行う場合、環境整備のための支援が受けられます。

○畜産振興対策事業

- ・ 畜舎新築及び改築事業 768 万円
畜舎の新築及び改築に要した費用に対し、補助対象経費の2/3以内を補助します。ただし、家畜の運動場整備については1/2以内を補助します。

- ・ 堆肥舎設置等整備事業 764 万円
堆肥舎の設置や堆肥処理に必要な農業機械の導入等に要した費用に対し、補助対象経費の1/2から2/3以内を補助します。

- ・ 枝肉成績フィードバック事業 100 万円
村の母牛の改良を進めるため、肥育農家と契約し、初産から3産までの枝肉成績をフィードバックすることを条件に導入1頭あたり2万円を交付します。

- ・ 事故率低減施設等整備事業 80 万円
家畜の事故率低減するための機具・機材および施設整備に対し事業費の1/2を補助します。

- ・ 放牧預託事業 4 万円
放牧を推進し、母牛の運動不足の解消と粗飼料のコスト低減を図ります。放牧料金の1/2を補助します。

- ・ 受精卵移植実施助成金 20 万円
優秀な供卵牛からの産肉能力の高い肉用牛を生産することを目的とし、受精卵移植にかかる経費の1/2を補助します。

- ・ 家畜共済加入助成事業 250 万円
損害防止や経営の安定化を図るため、家畜共済への加入を促進するため共済掛金の一部助成を行っています。

補助率等 : 1頭あたり20万円以上の保険契約高に対し1,500円以内の定額補助

農林振興課	畜産振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 畜産振興 : 経営体系整備 】

○飼料高騰対策事業（自給飼料機械） 180 万円

飼料価格が高騰している現在、自分達で飼料作物を作り購入飼料の軽減を目指す団体に対し自給飼料確保に必要な機械購入を助成します。

補助率等：機械購入費用の1／2を補助

○畜産経営維持緊急支援資金利子補給

畜産経営の改善を図るために、借り入れた資金の利子について、一部助成を行っています。

○口蹄疫緊急対策資金利子補給

経営安定化を図るため借り入れた資金の利子について、一部助成を行っています。

○優良牛導入資金利子補給

繁殖用素牛導入資金の利子について、助成を行っています。



農林振興課	畜産振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 畜産振興 : 優良牛の導入 】

ブランドの確立と経営安定化の重要な要因である優良牛を導入するため、村独自の支援を行っています。

○優良雌牛導入事業 1,509万円

- 村認定牛保留導入奨励事業
村内の優良牛を保留導入するため、優良雌牛認定委員会で認定された母牛の産子を保留・導入した場合に助成します。
補助率：公設市場セリ価格の30%を交付
※郡共進会優等賞の導入は10%、1等賞の導入は5%加算できます。
- 品評会出場牛保留導入奨励事業
村または郡の品評会に出場された優秀な子牛を保留・導入した場合に助成します。
補助率：公設市場セリ価格の20%を交付
※郡共進会優等賞の導入は10%、1等賞の導入は5%加算できます。
- 優良雌牛保留導入奨励金
本村の改良のために優良な子牛を保留導入した場合に助成します。
補助率：公設市場セリ価格の15%を交付
- 妊牛導入事業
優良な妊牛を導入した場合に助成します。
補助率：公設市場セリ価格の15%を交付
- 淘汰対象牛更新促進事業
本村の改良を促進するために8歳以上の母牛を更新した場合に上記に上乗せして助成します。
補助率：公設市場子牛セリ価格の10%を交付
(妊牛導入の場合は5%)

○県・市郡畜産共進会出陳補助事業 98万円

生産技術、生産意欲の向上を図るため共進会出場に対する助成を行っています。

補助率等：郡共進会 2万円/1頭 県共進会 10万円/1頭

農林振興課	畜産振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

2. いきいきと働けるむらづくり 【 畜産振興 : 優良牛の導入 】

○和牛改良組合運営補助事業 36 万円

補助率等：村が負担しています。

○椎葉村肉用牛ヘルパー協議会青年部運営補助事業 27 万円 後継者を中心に組織され、ヘルパー事業、巡回指導協力を行っています。

補助率等：村が負担しています。

○受精卵移植推進協議会運営補助事業 20 万円 斉一性のある優良牛を多数増殖する取り組みを行っています。

補助率等：村が負担しています。

○椎葉村自衛防疫推進協議会運営補助会 5 万円 口蹄疫等の病気を防ぐ啓発活動や牛の予防接種等を行っています。

補助率等：村が負担しています。



農林振興課	畜産振興グループ
無 料 電 話	7-67-0061・7-67-0062
N T T 電 話	(0982) 67-3206
F A X	(0982) 67-2825

河川環境保護と内水面事業の振興を図る取組を支援しています。

○漁業協同組合運営補助事業 16万円

補助率等：村が負担しています。

○河川稚魚放流事業 250万円

内水面事業の振興と水産資源の確保を図るため、稚魚の放流を行っています。

補助率等：村が負担しています。

漁業規則

遊漁期間				
魚種・水系	耳川水系		一ツ瀬川水系	
ア ユ	6月10日～12月31日		6月1日～12月31日	
ヤマメ	3月 1日～ 9月30日		3月1日～ 9月30日	
コイ・フナ	1月 1日～12月31日		—	
ウナギ	4月 1日～ 9月30日		4月 1日～ 9月30日	
オイカワ	1月 1日～12月31日		7月1日～ 2月 末日	
ワカサギ	1月 1日～4月30日		1月 1日～4月30日	
■全長制限(次の表に掲げる全長以下のものを採捕することはできません)				
ウナギ	全 長	25cm	全 長	25cm
コイ		10cm		10cm
ヤマメ		15cm		15cm
ニジマス		15cm		15cm
モクズガニ	甲羅の大きさ	5cm	甲羅の大きさ	5cm

■遊漁料金		
	耳川水系	一ツ瀬川水系
遊漁料金・年券	4,000 円	4,000 円
遊漁料金・日券	2,000 円	1,500 円

※漁業権の切替を平成 25 年度に行いました。(期間：H25.9.1～H35.8.31)



農林振興課内 漁業協同組合
 無 料 電 話 7-67-0061・7-67-0062
 N T T 電 話 (0982) 67-3206
 F A X (0982) 67-2825

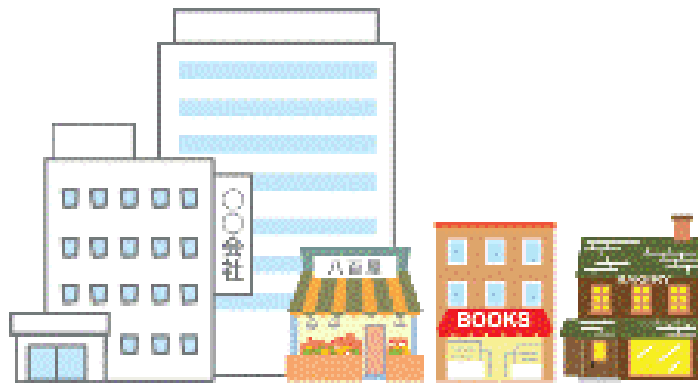
○商工業振興事業

1,119 万円

商工会を中心とした商工業の振興を支援しています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：	運営費補助金	350 万円	(商工会)
	事業費補助金	765 万円	(プレミアム付き商品券発行事業)
	負担金	4 万円	



地域振興課	商工観光グループ
無料電話	7-67-0031・7-67-0032
NTT電話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

- 観光レディ事業業務委託 76 万円
 選考及びPR活動等の業務を観光協会に委託して行っています。
 補助率等：全て村が負担しています。
- 「椎葉の四季」フォトコンテスト業務委託 36 万円
 出展者募集、審査、表彰等について観光協会へ委託して行っています。
 補助率等：全て村が負担しています。
- ツアー誘致事業 35 万円
 旅行業者や旅行誌等と共催ツアーを企画したり、ツアーを商品化した業者に助成金を支出するなど、本村へのツアー誘致事業を観光協会に委託して行っています。
 補助率等：村が負担しています。
- 椎葉ファンクラブイベント業務委託 94 万円
 ファンクラブ「しいば好き人」会員に対して、ファン感謝イベントの開催、ファンクラブ通信の発行、特産品モニタリングなどの事業を観光協会に委託して行っています。
 補助率等：村が負担しています。
- 扇山山開き事業委託 33 万円
 5月の第2日曜日に開催される扇山の山開き事業を観光協会に委託して行っています。
- 観光ガイド育成業務委託 15 万円
 おもてなし精神の向上を目指し、観光ガイドが取り組む研修等の事業を観光協会に委託して行っています。
 補助率等：村が負担しています。
- しいばツーリズムネットワーク業務委託 20 万円
 体験型・滞在型観光のプログラムの企画や実証に取り組むしいばツーネットの事業を観光協会に委託して行っています。
 補助率等：全て村が負担しています。



地域振興課	商工観光グループ
無 料 電 話	7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

- マスコットキャラクター事業 44 万円
本村をアピールする手段として、マスコットキャラクター「おつるちゃん」を広く知ってもらうためにオリジナルグッズを制作したり、村外のイベントに派遣するなど
の宣伝事業を観光協会に委託して行います。
- 村観光協会運営補助事業 3,074 万円
観光振興の中核を担う観光協会の運営を支援しています。
- 観光施設維持管理 4,074 万円
観光施設の適正な管理に努めています。そのうち、観光施設のトイレ、キャンプ場
については、管理を委託しています。
- 内 訳：委託料 (キャンプ場、観光トイレ、浄化槽 等)
賃金 (施設修繕、登山道整備 等)
光熱費 (施設電気、水道 等)
その他 (消耗品、手数料、使用料 等)
補助率等：県 364 万円 村 1,442 万円
- 旅館民宿飲食店組合事業費 15 万円
旅館、民宿、飲食店のおもてなしサービス向上を目指す取り組みを支援しています。
- 椎葉銀座さるく事業 68 万円
ゴールデンウィーク期間中の誘客対策としてイベント開催を観光協会に委託して行っ
ています。
- ダム湖周遊事業 15 万円
ゴールデンウィーク期間中の誘客対策としてイベント開催を観光協会に委託して行っ
ています。
- 村内向け体験モニタリングツアー事業 7 万円
ゴールデンウィーク期間中の誘客対策としてイベント開催を観光協会に委託して行っ
ています。



地域振興課	商工観光グループ
無 料 電 話	7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

村内の地域や団体等が行うイベント等に対し助成を行っています。

○観光振興事業 570 万円

内 訳：負担金	全国巨樹・巨木の会	3 万円
	大型観光キャンペーン事業	4 万円
	九州中央山地観光推進協議会	20 万円
	九州ハイランド活性化協議会	20 万円
	耳川流域地場産業振興協議会	2 万円
	物産貿易振興センター	2 万円
	阿蘇くまもと空港国際線振興協議会	3 万円
	日向東臼杵広域観光推進協議会	23 万円
	高千穂郷ツーリズム協会	150 万円
	貴乃花部屋後援会費	10 万円
	全国平家会	2 万円
	宮崎空港振興協議会	2 万円
	宮崎貿易情報センター	1 万円
	印刷製本（椎葉夏まつりポスター 等）	20 万円
	広告料（イベント等新聞広告）	38 万円
	その他（旅費、借上料 等）	268 万円

補助率等：全て村が負担しています。

○ひえつき節日本一大会 327 万円

大会実行委員会への支援を行っています。

本年度は9月9日（土）～9月10日（日）にかけて開催されます。

○椎葉平家まつり 2,750 万円

大会実行委員会へのまつり運営支援を行っています。

今年度は11月10日（金）～12日（日）にかけて開催されます。

○尾向溪谷まつり 85 万円

耳川源流部に位置する尾向公民館により企画・運営されています。8月15～16日に開催されています。

○しいば花火大会 180 万円

村内の有志による実行委員会により企画・運営されています。8月下旬に開催されています。

○矢立高原まつり 85 万円

大河内地区やる気会を中心に開催されるイベントに対し支援を行っています。8月中旬に開催されています。

○竹灯籠まつり 30 万円

商工会と商工会員が一体となって開催するイベントに対し、支援を行っています。
8 月下旬に開催されています。

○上椎葉釣り大会 85 万円

今年度より上椎葉商店街の有志による実行委員会により企画・運営されます。
今年度は 4 月 30 日に開催されます。

○小崎夏まつり 40 万円

小崎公民館により企画・運営されています。8 月中旬に開催されます。

○観光のむらづくり応援事業 50 万円

本村の観光客誘致戦略の一環として観光振興に寄与する活動をおこなう団体に対し、その費用を助成します。

補助率等：100%以内（但し上限は 50 万円）

※年間採用団体 2 団体。

○大相撲九州場所観戦事業 163 万円

新たな観光資源として期待される貴乃花部屋との関係をより深く構築するため、大相撲九州場所観戦（応援）ツアーを行います。

○相撲振興事業 120 万円

しいば土俵を活用して行われる子ども相撲大会、プロ・高校相撲の強化合宿などの各種事業に対して支援を行います。



地域振興課	商工観光グループ
無料電話	7-67-0031・7-67-0032
NTT 電話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

心豊かでたくましい児童・生徒を育成するため、地域を生かした教育課程の充実や教育環境の整備を行っています。

○教育課程協議会補助事業 370 万円

小・中学校の修学旅行等に対する助成を行っています。

補助率等：村が負担しています。

○小学校教育振興事業 516 万円

児童の教育環境の充実を図るため、学習に必要な消耗品、備品の購入を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：	消耗品費	234 万円
	施設備品	190 万円
	その他	92 万円(光熱水費、通学補助 等)

○中学校教育振興事業 331 万円

生徒の教育環境の充実を図るため、学習に必要な消耗品、備品の購入を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：	施設備品	56 万円
	消耗品費	50 万円
	その他	225 万円(中体連参加補助 等)



教育課	学校教育グループ
無 料 電 話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

○小学校管理事業 4,017 万円

児童がのびのびと学習できるよう、各学校の適切な管理に努めています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：	消耗品費	233 万円
	光熱水費	629 万円
	修繕料	75 万円
	委託料	274 万円(児童送迎 等)
	使用料	458 万円(コンピュータ、コピー機等リース料)
	工事請負費	357 万円
	その他	1,991 万円(賃金 等)

○中学校管理事業 1,504 万円

生徒がのびのびと学習できるよう、各学校の適切な管理に努めています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：	消耗品費	90 万円
	光熱水費	370 万円
	修繕料	38 万円
	委託料	557 万円(生徒送迎、保守等)
	使用料	244 万円(コンピュータ、コピー機等リース料)
	その他	205 万円(管理用務賃金 等)



教育課	学校教育グループ
無 料 電 話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

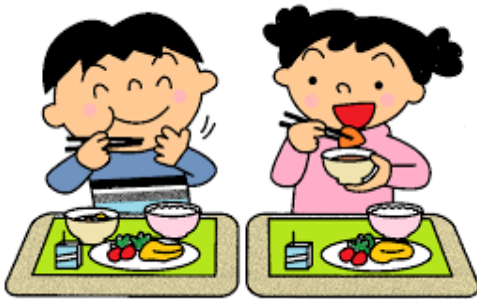
○小・中学校給食管理事業

5,201 万円

安全かつ質の高い給食の提供に努めています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：賃金	63 万円(代替調理師 等)
消耗品費	139 万円
賄材料費	369 万円(地産地消等)
委託料	160 万円(衛生管理、給食物資配送等)
その他	4,470 万円(職員給 等)



○小・中学校保健管理事業

443 万円

児童・生徒の保健管理、安全管理に努めています。

補助率等：国	33 万円	村	410 万円
内 訳：委託料	282 万円(児童・教職員健康診断 等)		
消耗品費他	161 万円		

教育課	学校教育グループ
無 料 電 話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

○寄宿舎居住費 1,798 万円

椎葉中学校への通学が困難な生徒の快適な生活環境の確保に努めています。

補助率等：国 343 万円 雑入 25 万円 村 1,430 万円

高等学校、専門学校、大学等に進学する場合、学資の一部として資金を無利子で貸し付ける制度を村独自に設けています。その他の奨学金制度との併用も可能です。

○奨学資金貸付 2,664 万円

貸付額：大学又はその付設機関在学学生	月額	25,000 円又は 45,000 円
高等専門学校又は高等学校在学学生	月額	20,000 円又は 30,000 円
文部省認定専門学校等	月額	20,000 円又は 40,000 円

返 還：貸付年限の 4 倍の期間内に返還(無利子)。ただし、上級学校に進学した場合はその在学期間、返還を猶予します。

免 除：後継者の育成や定住化を図るため、奨学生が卒業後に椎葉村に帰り、村内に住居することが認められるとき、対象となる月の返還が免除されます。ただし、所得制限(住民税課税所得)を 170 万円とし、毎月の返済免除額を 1 万円、全体で 144 万円を免除する。

○高校生生活支援補助 1,728 万円

椎葉村出身の高校生の生活支援として、保護者に対して補助します。

補助額：月額 2 万円(生徒 1 人あたり)

期 間：高校在学期間(3 年間)

※その他にも、医学生奨学資金、獣医学生奨学資金等があります。お気軽にご相談下さい。



教育課	学校教育グループ
無料電話	7-67-0081・7-67-0082
NTT 電話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

過疎化、高齢化のなかで生涯にわたって趣味、特技を生かした生き生きとした暮らしを創造するため、誰でも気軽に学習できる機会の提供や拠点施設の充実を図っています。また、特色ある地域づくりを実現するため、公民館活動の支援や連帯意識の高揚に努めています。

○生涯学習推進事業

155 万円

毎年 2 月に生涯学習フェスティバルを開催し、子どもの声を聞く会や生涯学習に関わる記念講演等を実施します。

また、英会話教室・ヨガ教室を実施し、出前講座に講師を派遣します。

補助率等：	各種講座受講者負担金	5 万円、	村	156 万円
内 訳：	報償費	105 万円	(講師謝礼)	
	消耗品費	15 万円		
	その他	41 万円		



教育課	社会教育グループ
無 料 電 話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

- PTA 連絡協議会運営補助事業 24 万円
児童・生徒の健全育成を図るため、学校・家庭・地域が一体となった活動を行っています。また、県、郡研究大会等への参加によりPTAとしての研鑽を図っています。
- 青年団連絡協議会運営補助事業 53 万円
次代を担う、青年団の活動を支援しています。また、青年団独自の取組も活発に行われており、中核的な人材が育成されています。
- 地域婦人連絡協議会運営補助事業 93 万円
11 団体の地域婦人会の活動を支援しています。
- こども会育成連絡協議会運営補助事業 53 万円
児童・生徒の健全育成および地域の伝統芸能の継承活動等を9の団体が行っています。
- 青少年育成村民会議運営補助 45 万円
児童・生徒の健全育成を図るために行う各公民館の取組等に対して、支援を行っています。
- 家庭教育学級運営補助事業 74 万円
児童・生徒の健全育成を図るため、村内の小中学校に在籍する保護者が様々な活動をとおして自らの研鑽と子育てに対して前向きに取り組んでいます。
- 青年団連絡協議会県大会助成事業 25 万円

教育課 社会教育グループ
無 料 電 話 7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話 (0982) 67-2850
F A X (0982) 67-2910

「いつでも・どこでも・だれでもできるスポーツ」の普及や地区巡回スポーツ教室・各種スポーツ大会等の開催、スポーツ団体の育成充実を図りながら、村民の融和や体力維持向上に努めています。また、スポーツ活動を円滑に行うための施設の維持管理を行っています。

○体育振興事業

557万円

生涯スポーツの普及推進、スポーツ団体及び指導者の育成を行っています。

内 訳：報酬	38万円	(スポーツ推進委員)
報償費	24万円	(村民体育大会 等)
旅費	162万円	(スポーツ推進委員研修・職員)
需要費	29万円	(村体用具 等)
負担金	9万円	
体育協会運営補助	220万円	
スポーツ少年団運営補助	35万円	
剣道大会事業補助	20万円	
その他	20万円	

○体育施設維持管理事業

676万円

内 訳：消耗品費	21万円	(掃除用品 等)
燃料費	5万円	(草刈機 等)
光熱水費	203万円	(電気、水道 等)
委託料	373万円	(測量設計)
修繕料	10万円	(鹿野遊グラウンド、尾八重体育館改修 等)
その他	64万円	(資材費 等)

収 入：体育施設使用料 3万円 (村体育館、グラウンド)

※利用者の皆さんが安く利用できるために、維持管理に必要な大半の費用を村で負担しています。



教育課	社会教育グループ
無 料 電 話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

村内には有形無形の文化財が豊富にありますが、生活様式の多様化や後継者不足により喪失が懸念されていることから、この活用を図りながら保存・保護に努めています。

○村文化協会運営補助 16万円

○十根川地区伝統的建造物群保存修理補助 563万円

十根川地区内における建造物および環境を保存するために必要と認められる物件の管理修理等について支援を行っています。保存計画に基づく外観保全のための屋根、外壁、建具、柱、石垣、石段等の修繕あるいは外観を伝統的建造物に模したものの新築、増改築等の場合助成されます。

伝統的建造物の修理、復旧……主屋 (補助限度 900 万円 補助率 8/10)
……馬屋、蔵、石垣等 (補助限度 750 万円 補助率 8/10)

主屋、附属建物の新築、増改築…主屋 (補助限度 750 万円 補助率 2/3)
…附属建物、石垣等 (補助限度 500 万円 補助率 2/3)

国の負担額 :	368 万円
県の負担額 :	28 万円

○十根川地区伝統的建造物群保存地区復元調査 35 万円

○重要無形民俗文化財椎葉神楽保存
伝承活動事業補助 240 万円

○村指定無形民俗文化財伝承活動補助 80 万円

○椎葉神楽保存連合会補助 48 万円
(椎葉神楽まつり含む)

○十根川伝建保存地区保存会補助 10 万円

○対外講演事業 (東京都) 130 万円

教育課	社会教育グループ
無料電話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

○村指定無形民俗文化財保存連絡協議会補助 15 万円

○椎葉民俗芸能博物館事業 2,361 万円

貴重な民俗文化、伝統芸能等の保存、活用を図るため、博物館を運営しています。

収 入：入館料 125万円、書籍等売上収入 10万円、
村 2,236万円

内 訳：委託料 401万円（機械整備等）
光熱水費 332万円（電気・水道）
修繕料 85万円
工事請負費 50万円
その他 1,540万円（人件費等）

○椎葉民俗芸能博物館研究事業 280 万円

民俗文化研究、方言調査を行います。

教育課	社会教育グループ
無 料 電 話	7-67-0081・7-67-0082
N T T 電 話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

○子ども焼畑体験学習補助 60 万円

貴重な伝統農法である焼畑の体験学習を通して、民俗文化の保護に努めています。

地域振興課	企画グループ
無 料 電 話	7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

○青少年アジア友好の翼事業

370 万円

国際感覚をもった青少年を育成するため、村内の中学3年生を毎年シンガポールへ派遣しています。渡航費用の7割を村が負担しています。



教育課	学校教育グループ
無料電話	7-67-0081・7-67-0082
NTT電話	(0982) 67-2850
F A X	(0982) 67-2910

公民館を中心とした住民主体の健康づくりを推進し、健康意識の高揚に努めます。また、特定・後期高齢者健康診査や各種がん検診等を行い、その結果生活習慣病のリスクが高い人には生活改善のための様々な提供を行います。さらに妊婦さんや子どもの健康、心の健康、感染症の予防などの対策を実施します。

○健康づくり事業

1億4,689万円

公民館が行う健康づくり事業や食生活改善推進員の活動を支援します。また、椎葉村国保病院の経営安定化を図り、周辺の市町村と協力した救急医療体制を維持することで村民が安心して医療を受けられる環境を整備します。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：負担金	1億1,974万円	
村立病院負担金（運営及び救急医療）		1億1,861万円
県北・日向地区救急医療関係負担金		82万円
医師確保対策協議会負担金		30万円
その他保健・医療活動組織負担金		1万円
補助金	884万円	
村立病院事業補助		814万円
公民館健康づくり推進事業補助金		70万円
出資金	1,530万円（村立病院出資金）	
その他	301万円（食生活改善推進員活動支援等）	

○保健センター（すこやか館）管理運営事業 821万円

健康づくりや福祉活動の拠点となるセンターの適切な管理に努めています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：光熱水費	154万円（電気料、水道料）
委託料	67万円（電気保安業務、空調機器保守点検業務）
使用料	170万円（コピー機、公用車リース料等）
その他	480万円（消耗品、燃料費、備品購入等）

福祉保健課	保健グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○健康増進法事業 1,840 万円

生活習慣病予防を推進し、村民の健康保持に努めています。村内で行う集団検診では図のような種類の検診を受診することができます。

35歳から55歳までの5歳刻みの節目年齢では、村外の契約医療機関による人間ドックが5,000円の自己負担金で受けられます。

補助率等：県 79 万円
 受託料収入 418 万円
 検診個人負担金等 232 万円 村 1,123 万円

内 訳：健康診査・がん検診等 1,509 万円（検診委託料）
 その他 331 万円（健康管理システム使用料 等）

○乳児健康診査事業 36 万円

4・7・10ヶ月のお子さんを対象に2ヶ月に1回、乳児健康診査を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委託料（一般健康診査、精密検査）

○1歳6ヶ月・3歳6ヶ月児健康診査事業 30 万円

対象のお子さんに、小児科および歯科の健康診査を行っています。また、4歳になるお子さんを対象に、眼科（視機能）検診を実施しています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委託料（小児科健診、歯科健診、視機能検査、精密検査）

○精神保健事業 182 万円

在宅障がい者の健康を守り、自立と社会参加を進めるためにデイケア事業や、相談を行っています。また、悩みや不安を抱えている人や心の不調を訴える人にいち早く気づき、働きかけを行うために傾聴ボランティア”聴きミミ隊”による訪問事業を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：聴きミミ隊訪問事業 97 万円（謝礼、旅費 等）
 デイケア事業 22 万円（旅費、消耗品費等）
 傾聴講座、その他 63 万円（講師謝礼、会議費、消耗品費 等）

福祉保健課	保健グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○むし歯予防事業

84 万円

乳・幼児期から小・中学生まで定期的に歯科健診を実施し、希望する者にフッ化物塗布を行ってむし歯予防を図っています。また、健診後むし歯があった子どもには治療カードを発行して治療を勧めています。また、すべての保育所と小・中学校でフッ化物洗口を行うとともに、歯みがき教室も開催しています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：	歯科健診	27 万円（委託料）
	歯みがき教室	6 万円（委託料）
	フッ化物塗布	5 万円（委託料）
	フッ化物先口	11 万円（委託料）

その他 35 万円（会議費、消耗品費等）

○不妊治療費助成事業

126 万円

不妊治療を受けられているご夫婦に対して治療費と交通費の助成を行います。特定不妊治療については、宮崎県不妊に悩む方への特定治療費助成金給付該当分を差し引いた残りの治療費用の9割を助成します。一般不妊治療については、人工授精にかかる保険適用外となる治療費用の9割を助成します。その他、通院のための交通費を助成します。

補助率等：県 11 万円

○妊婦健康診査事業

202 万円

妊婦さんが、安心して出産を迎えられるよう、14 回分の妊婦健診と、子宮頸がん検診 1 回を村が公費負担するほか、歯科検診費用を助成しています。

すこやかな妊娠と出産のために妊婦健康診査を必ず受けましょう。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委託料 202 万円（健康診査、子宮頸がん検診、歯科検診等）

福祉保健課	保健グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○育児等支援事業

85 万円

妊婦相談や子育て学級、食育教室等を通じて乳幼児・児童がすこやかに育つ家庭作りや環境づくりを支援しています。また、中学校を対象に「思春期ふれあい体験学習（わくわくドキドキ体験学習）」を実施することで、性教育の場を設け、赤ちゃんとのふれあいを通して父性、母性についての学習を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：妊婦相談	31 万円（助産師等謝礼、旅費等）
すくすく子育て学級	16 万円（講師謝礼、消耗品費等）
思春期ふれあい体験学習	23 万円（講師謝礼、印刷製本費、消耗品費等）
食育教室	7 万円（講師謝礼）
その他	8 万円（職員旅費、通信運搬費等）

○予防接種事業

1, 377 万円

各種予防接種事業および 65 歳以上の高齢者を対象とした結核検診事業を行い、感染症のまん延を防止し、個人の疾病の予防につとめています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：予防接種	1, 377 万円（委託料、消耗品費等）
----------	----------------------

○歯科診療所管理運営事業

674 万円

椎葉村が公設民営（施設整備を村が行い、運営を民間に委託）により歯科診療所を開設しています。

補助率等：診療所使用料	53 万円	村	621 万円
内 訳：委託料	36 万円（診療所運営委託）		
使用料	638 万円（医療機器リース料）		

福祉保健課	保健グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

村民、事業者、行政が一体となって福祉のむらづくりを推進しています。
また、高齢者や障害者の利用に配慮した施設の改善を図っています。

○社会福祉協議会運営補助 2,255万円
地域福祉活動を中心に推進する社会福祉協議会の運営を支援しています。

補助率等：村が負担しています。

○民生委員児童委員協議会運営補助 255万円
民生委員児童委員協議会の活動を支援しています。

補助率等：県 119万円 村 136万円

○戦没者追悼式 54万円
内 訳：消耗品（花代）食糧費（参列者弁当代）等



福祉保健課	福祉グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

高齢者の健康づくり、生きがいくくり、介護予防の強化を推進しています。

○介護予防生活支援事業 822 万円

高齢世帯の自立した在宅生活の支援をしながら、要介護状態の防止に努めています。現在行っている、介護用品（おむつ等）代助成において、対象者の拡充を行います。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委託料 622 万円（配食サービス、デイサービス 等）
 扶助費 200 万円（介護用品購入助成 等）

○高齢者・障がい者バス乗車券補助事業 70 万円

宮崎交通バスについて70歳以上の高齢者と障がい者にバス乗車券を発行し、他路線との格差を解消しています。また、宮崎交通(株)が発行する高齢者用定期券「悠々バス」の購入助成を行います。

補助率等：村が負担しています。

○高齢者及び障がい者タクシー利用補助事業 200 万円

公共交通機関の利用が困難な世帯に村内公共施設もしくは宮崎交通(株)路線のバス停までのタクシー利用料金の補助を行います。

補助率等：村が負担します。

○老人クラブ活動活動促進事業等社会 111 万円

介護予防の一環と高齢者のいきがい活動として老人クラブの活動支援を行っています。

補助率等：県 55 万円 村 56 万円

内 訳：運営補助 111 万円

(単位老人クラブ 13 団体、連合会 等)

○敬老関連事業 214 万円

高齢者の長寿を祝うとともに、健康の維持と自立した生活の継続の支援を目的として、80歳以上に記念品、100歳以上に祝い金を支給します。

29年度は、多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者の長寿をお祝いする、高齢者福祉まつりを行います。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：報償費 210 万円（長寿記念品、祝い金 等）

その他 4 万円（消耗品、食糧費、使用料 等）



○緊急通報体制等整備事業

4 万円

一人暮らし世帯等の緊急事態に迅速に適切な対応ができるように、異常を知らせる機能がついた電話を設置します。

補助率等：村が負担します。

介護保険法の要介護者または要支援者で満65歳以上の高齢者が世帯員である場合、住宅改造の助成が受けられます。ただし、前年の所得により対象とならない場合があります。

○高齢者住宅改造助成事業

200 万円

介護保険法の規定による要介護者または要支援者で満65歳以上の世帯員を有し、世帯の生計の中心となるものの前年の所得課税年額が7万円以下の場合、助成が受けられます。

補助率等：事業費の6/10または9/10または10/10で上限額100万円
 県 18万円 村 182万円

○在宅ねたきり老人等介護手当支給事業

144 万円

在宅ねたきり老人および認知症老人等の介護を月に20日以上行う介護者に対し、介護手当を支給し、経済的・精神的負担の軽減を図っています。

補助率等：月額1万円を支給しています。村が負担しています。



福祉保健課	福祉グループ
無料電話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
NTT電話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○社会福祉施設維持管理事業

746 万円

屋内ゲートボール場、高齢者センター、共同生活支援施設（上椎葉地区・柵尾地区）について適切な管理に努めています。

補助率等：施設使用料 114 万円 村 189 万円
内 訳：光熱水費 213 万円（電気、水道等）
委託料 31 万円（業務管理委託）
その他 50 万円（消耗品、修繕料等）

○老人保護措置事業

492 万円

居宅生活が困難な高齢者の施設での生活を支援しています。

補助率等：施設入所者負担金 32 万円 村 460 万円
内 訳：扶助費

○はり、灸、マッサージ施術助成事業

30 万円

村住民基本台帳に記載のある者で、はり、灸、マッサージ施術を受ける場合の助成を行っています。

補助率等：年 48 回を限度（ただし住民税課税世帯は 15 回。所得税課税世帯は 5 回を限度）に 1 回につき 1,000 円を助成しています。
村が負担しています。

○移送サービス事業

165 万円

交通機関利用困難な寝たきり高齢者や重度の心身障がい者を村内の医療・福祉施設へ移送を行います。

補助率等：国 35 万円、県 18 万円、村 74 万円

○いきいきサロン事業

475 万円

介護予防と高齢者等の社会参加を推進するために、各地域で交流活動やレクリエーション、機能訓練等の事業を実施しています。

補助率等：村が負担しています。

○福祉生活支援事業

60 万円

65 歳以上で、生活機能が低下し、近い将来、介護が必要となるおそれがあると村が認定した高齢者や障がい者である場合、住宅改修の助成が受けられます。

補助率等：前年の所得により 9/10 または 6/10 の助成が受けられます。
限度額 20 万円 村が負担しています。

障がい者（児）の自立と社会参加に向けた取組を進めています。

○重度障がい者（児）医療費助成事業 850 万円

障がい者（1級及び2級）や重度の知的障がい者を対象に医療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。

補助率等：県 426 万円 村等 426 万円
内 訳：役務費 0 万円（審査支払い手数料 等）
扶助費 850 万円

○更生医療及び補装具給付事業 300 万円

障がい軽減や機能回復のための治療費助成及び補装具の給付により、負担の軽減を図っています。

補助率等：国 170 万円 県 10 万円 村 120 万円
内 訳：役務費 0 万円（審査支払い手数料 等）
扶助費 300 万円

世帯員が村内に住所を有し、また村内に施術施設を有して事業を行う場合、障害の程度により住宅改造や施術施設整備に対する助成が受けられます。ただし、前年の所得により対象とならない場合があります。また、高齢者住宅改造助成事業との併用は認められません。

○障がい者住宅改造助成事業 100 万円

補助率等：住宅改造
事業費の 6/10 または 9/10 または 10/10 で限度額 100 万円
施術施設整備
60 万円か事業費の低い方の額が助成されます。
県 9 万円 村 91 万円

○地域生活支援事業 750 万円

障がい者の自立や社会参加を促進するため、相談事業や作業所（楽らく村）運営の支援を行っています。

・相談、移動支援事業等

補助率等：国 83 万円、県 42 万円、村 625 万円
内 訳：委託料、扶助費 437 万円
その他 0 万円

・楽らく村運営補助事業

補助率等：村が負担しています。
内 訳：補助金 430 万円

福祉保健課	福祉グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○介護給付事業 1億796万円

障がい者の居宅サービス、施設訓練等の支援を行い、快適な日常生活の維持と家族の負担軽減を支援しています。

補助率等：国 5,530万円 県 2,764万円 村 2,960万円
内 訳：扶助費 1億619万円
その他 177万円

○重度障がい者（児）日常生活用具給付事業 75万円

在宅の重度障がい者の日常生活の利便性の向上に努めています。

補助率等：国 37万円、県 19万円、村 19万円
内 訳：扶助費（入浴補助用具、おむつ、ストマ等）

○知的・身体障がい者団体補助 37万円

補助率等：村が負担しています。

○腎疾病者通院交通費助成事業 105万円

腎臓疾患の患者に対し、通院のための交通費を助成しています。

補助率等：村が負担しています。

○聴覚障がい者等携帯電話料金助成事業 5万円

重度の聴覚障がい者に対しコミュニケーションツールである携帯電話料金の一部を助成しています。

補助率等：村が負担しています。

○心身障がい児支援作業所等通所交通費助成事業 11万円

障がい児の保護者に対し、支援作業所通所のための交通費を助成しています。

補助率等：村が負担しています。

福祉保健課	福祉グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

安心して子どもを育てることのできる環境や地域全体で
子育て支援ができる環境整備に努めています。

○児童手当

3,292 万円

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から中学生
修了までの児童を対象に手当を支給します。

支給金額は年齢及び生まれ順によって異なります。

支 払 月：6月、10月、2月（年3回）

補助率等：支給対象児童それぞれの負担割合に応じて国・県・村が負担しています。

○チャイルドシート購入助成事業

10 万円

村内に居住する方が購入する場合、購入費の一部が助成されます。

補助率等：村が負担しています。

○児童館・へき地保育所運営事業

2 億 7,197 万円

村内にある児童館（4施設）およびへき地保育所（3施設）について、保護者の方
の不安解消や子育てに対する環境を整えるため、保育時間の延長や低年齢児の受け入
れを行っています。

補助率等：国負担金 5,271 万円 県負担金 1,382 万円

施設使用料（保育料 等）588 万円

雑入 3 万円 村費 1 億 9,953 万円

内 訳：人件費（職員、臨時職員 等）

需用費（消耗品、賄材料費、光熱水費 等）

使用料（コピー機）



福祉保健課	福祉グループ
無料電話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
NTT電話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○すこやか祝金

父母が村内に住所を有し引き続き5年以上居住する場合、第1・2子に対し10万円、第3子に対し50万円、第4子以降に対し100万円を祝金として出生より5年後に支給しています。

補助率等：村が負担しています。



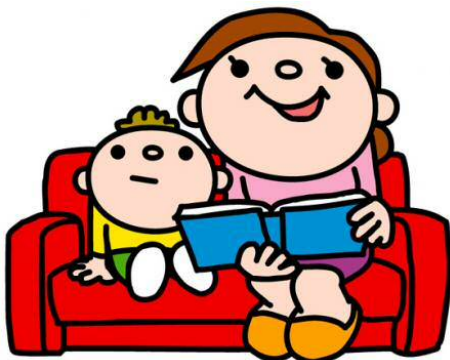
○子ども及び母子、父子家庭医療費助成 840万円

子どもの医療費に対し助成を行い、経済的負担の軽減を図っています。

補助率等：県等 156万円、村 684万円

内 訳：手数料 30万円（医療費審査支払手数料）

扶助費 810万円（乳幼児医療、幼児入院医療）



福祉保健課	福祉グループ
無料電話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

高齢化がすすむなかで高齢者が生き生きと安心して生活を送ることのできる地域社会づくりを目指した取組を進めています。

○国民健康保険特別会計

3 億 7,458 万円

歳入	国民健康保険税	8,071 万円	
	国庫支出金	0 万円	
	療養給付費交付金	0 万円	
	県支出金	2 億 4,642 万円	
	基金繰入金	4,742 万円	
	一般会計繰入金	5,250 万円	(保険基盤安定繰入、職員給与、 出産育児一時金補助 等)
	その他	4 万円	(共同事業交付金、前期高齢者交付金 等)
歳出	療養給付費	2 億円	(一般被保険者)
	療養給付費	150 万円	(退職者)
	高額療養費	2,900 万円	(一般被保険者)
	高額療養費	20 万円	(退職者)
	出産育児一時金	210 万円	(出産育児一時金)
	後期高齢者支援金	2,099 万円	
	共同事業拠出金	1 億 3,084 万円	(高額医療共同事業医療費拠出金)
	特定健診等事業費	515 万円	
	疾病予防費	270 万円	(各種検診、予防接種助成 等)
	介護納付金	1,100 万円	
	その他	10,194 万円	(人件費、業務委託、賦課徴収 等)

一般会計からの拠出金

○国民健康保険特別会計繰出金

4,741 万円

国民健康保険特別会計の安定化と保険料の抑制に努めるため、村の一般会計より繰出金として拠出しています。

補助率等	：国	424 万円	県	2,809 万円	村	1,508 万円
内 訳	：	保険基盤安定化		1,502 万円		
		出産育児一時金助成		140 万円		
		職員給与等		1,479 万円		
		財政安定化支援等		773 万円		

福祉保健課	保健グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○介護保険特別会計

4 億 1,350 万円

歳入	保険料	5,703 万円	
	国庫支出金	1 億 1,195 万円	
	支払基金交付金	1 億 50 万円	
	県支出金	5,836 万円	
	一般会計繰入金	8,566 万円	
	基金繰入金	300 万円	
歳出	総務管理・徴収費	2,811 万円	(人件費、需用費 等)
	介護認定審査会費	874 万円	(介護認定審査会負担金 等)
	地域支援事業費	0 万円	(生活機能評価・ 高齢者運動教室委託料 等)
	介護予防支援事業費	951 万円	(介護予防サービス計画作成 委託料 等)
	介護保険給付費	3 億 4,090 万円	(介護サービス 等)
	その他	20 万円	(予備費 等)

一般会計からの拠出金

○介護保険特別会計繰出金

8,566 万円

介護保険特別会計の安定化と保険料の抑制に努めるため、村の一般会計より繰出金として拠出しています。

補助率等：	国	59 万円	県	30 万円	村	7,434 万円
内 訳：	介護給付費					4,261 万円
	事務費					1,207 万円
	職員給与等					2,596 万円
	低所得者軽減					111 万円

福祉保健課	介護グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

○後期高齢者医療特別会計

8,846 万円

歳入	保険料	2,159 万円
	一般会計繰入金	6,628 万円
	その他	59 万円
歳出	一般管理費	4,712 万円 (負担金 等)
	納付金	4,119 万円 (広域連合納付金)
	その他	15 万円

一般会計からの拠出金

○後期高齢者医療特別会計繰出金

6,628 万円

後期高齢者医療特別会計の安定化と保険料の抑制に努めるため、村の一般会計より繰出金として拠出しています。

補助率等： 県 1,506 万円 村 5,321 万円



福祉保健課	保健グループ
無 料 電 話	7-68-7510・7-68-7512・7-68-7513
N T T 電 話	(0982) 68-7510・68-7512・68-7513
F A X	(0982) 68-7511

住民の健康づくり支援や公衆衛生活動等、信頼される病院づくりに努めています。

○国民健康保険病院事業特別会計

30年度業務予定量

年間患者数	入院	6,310人	外来	22,310人
一日平均	入院	17人	外来	91人

収益（収入） 5億1,681万円	医業収益	4億1,807万円…入院収益	1億5,494万円	
			外来収益	2億314万円
			その他	5,999万円
			(検診 予防接種ドック 等)	
	医業外収益	9,874万円…他会計補助金 等		
	特別利益	3千円		

費用（支出） 5億1,681万円	医業費用	5億681万円…給与費	2億9,221万円	
			材料費	1億1,685万円
				(医薬材料、給食材料 等)
			経費	6,344万円
				(リース、委託料、備品購入 等)
			減価償却費	3,245万円
			(建物、設備等)	
		その他	186万円(研修費 等)	
	医業外費用	981万円…長期債利子 等		
	特別損失	1千円		
	予備費	20万円		

一般会計からの拠出金

○国保病院繰出金 1億2,000万円

病院経営の安定化を図るため、村の一般会計より繰出金として拠出しています。

補助率等：村が負担しています。拠出に要する費用の一部が、交付税として国から交付されます。

○国保病院出資金 1,602万円

病院建設時に借り入れた起債の元利償還金のうち元金相当分を出資金として、村の一般会計より出資しています。

補助率等：村が負担しています。

椎葉村国民健康保険病院
 無料電話 7-67-0001・7-67-0002
 NTT電話 (0982) 67-2008
 F A X (0982) 67-2109

自治公民館の建設・改修・改築には、村の補助を受けることができます。

- 中核公民館（原則、各公民館 1 カ所）
補助限度額）200 万円 補助率）査定事業費の 90%以内
- その他の公民館
補助限度額）100 万円
補助率）査定事業費の 90%以内とし、世帯数・高齢化率・現在の利用率等を基に算定されます。（75～90%）

○公民館運営補助事業 132 万円

地区公民館の活動を支援しています。

地区公民館助成…………… 14 万円（2 公民館）
13 万円（8 公民館）

○自治公民館運営補助事業

自治公民館の活動を支援しています。（1 万円／1 組合）

○区長・区長代理・組合長活動報酬 2,077 万円

補助率等：村が負担しています。

○区運営補助金 91 万円

自治区の活動を支援しています。（組合数×1 万円）

○自治組合活動推進費 246 万円

自治組合に対して、常会や祭事などのコミュニティ活動や集会施設の浄化槽の維持管理に対するの支援を行います。
補助率等：村が負担しています。

○仲塔小学校跡地利活用事業 8,169 万円

仲塔小学校跡地を、地域のコミュニティの場と併せて、村内外の人の簡易宿泊所や地域農産物の販売、神楽の展示室等の文化継承といった多面的利活用による活性化に取り組みます。

将来を担う後継者の配偶者対策等を行っています。

○若者定住むらづくり資金利子補給事業 27 万円

若者の定住のための結婚資金、住宅改築等資金の借入金に対する利子補給を行っています。

事業内容：借入額 200 万円を限度に 5 年償還の場合の利子補給を村が負担しています。

○お嫁さんいらっしやい推進協議会運営補助事業

13 万円

村の重要な課題である後継者の定住等に対し組織として取り組む協議会の活動を支援しています。

補助率等：村が負担しています。

運営補助：13 万円 事業補助：72 万円

結婚祝い金として25万円を支給しています。

○結婚祝金 125 万円

本村で婚姻後、定住する場合に 1 組あたり 25 万円の結婚祝金を贈呈しています。



農業委員会

無料電話 7-67-0061・7-67-0062

NTT電話 (0982) 67-3206

F A X (0982) 67-2825

やまびこ通信や、村報により村民により身近な情報の発信に努めています。

○文書広報事業

301 万円

やまびこ通信や村報による広報活動を行っています。

補助率等：県広報紙配布手数料 6 万円

広報紙配布（村外）協力金 15 万円

内 訳：	印刷製本費	230 万円（広報しいば）
	使用料	2 万円（防災・広報情報マルチ配信サービス等）
	委託料	13 万円（椎葉村アーカイブス維持管理）
	その他	56 万円（旅費、賃金 等）

村外にお住まいの方でも広報紙（広報しいば）を購読することができます。
協力金（郵送料等）・・・1件につき 1千円/年間

やまびこ通信を利用して、商業目的（従業員募集、即売会等）の放送を行うことができます。
利用料・・・1日2回の放送で 1千円（3日まで）



総務課	行政グループ
無料電話	7-67-0021
NTT電話	(0982) 67-3201
F A X	(0982) 67-2825

○電算管理事業

1,571 万円

行政の効率化と高度情報化の推進を図るため、業務の電算化に努めています。

補助率等：村 1,360 万

内 訳：委託料 1,093 万円（総合行政システム、庁内 NW 保守）

使用料 341 万円（総合行政システム機器等）

負担金 137 万円（マイナンバー制度中間 PF 利用負担金）



地域振興課	情報グループ
無 料 電 話	7-67-0031
N T T 電 話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

○戸籍・住基事務の電算化

766 万円

戸籍、住民基本台帳事務に使用する電算システムの維持管理を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委託料 176 万円（データ保守等）

使用料 590 万円（機器、ソフトウェア等）

○課税・収納事務の電算化

1,027 万円

税の徴収、賦課業務に使用する電算システムの維持管理を行っています。

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委託料 901 万円（固定資産税、軽自動車税、村県民税等）

使用料 126 万円（eLTAX 国税連携関係等）



税務住民課	住民グループ・税務グループ
無 料 電 話	7-67-0051・7-67-0052
N T T 電 話	(0982) 67-3205
F A X	(0982) 67-3930

行政改革大綱に基づき、限られた財源及び組織で多様化・高度化する行政需要に柔軟に対応するため、効率的な体制づくりと適正な職員の定数管理に努めています。また委託可能な部分においては、積極的な外部委託をすすめています。

○議会運営事業

6,723 万円

補助率等：村が負担しています。

内 訳：議員報酬・手当等	5,068 万円
旅費	367 万円（職員、議員）
その他	129 万円（職員給 等）



○監査委員費

188 万円

補助率等：村が負担しています。

内 訳：委員報酬、旅費 等

○庁舎内事務費

1,823 万円

補助率等：村が負担しています。

内 訳：消耗品	229 万円（各種法令加除 等）
旅費	462 万円（特別職、職員研修 等）
通信運搬	430 万円（郵便、各種送料 等）
委託料	400 万円（給与システム保守料 等）
その他	302 万円（印刷製本、食糧費、手数料 等）

○大河内簡易郵便局受託事業

413 万円

郵政民営化に伴う住民サービスの低下を解消するため、郵便事業株式会社の委託を受け、現行のサービスを継続します。

今後の予算編成にあたっては、**税収の確保、補助制度事業の導入など財源の確保に努める一方、行政改革大綱に基づく徹底した財政改革を推進し、健全な財政に努めて参ります。**

○財産管理事業

10,720 万円

公有財産の適切な管理に努めています。

内 訳：使用料	2,841 万円	(公共施設土地使用料、コピー使用料 等)
光熱水費	702 万円	(電気、水道 等)
保険料	878 万円	(建物、自動車、村有林 等)
通信運搬費	271 万円	(郵便、電話 等)
燃料費	144 万円	(公用車 等)
委託料	3,323 万円	(公共施設維持管理 等)
その他	2,561 万円	(修繕料、賃金 等)

総務課 財務グループ
無 料 電 話 7-67-0021
N T T 電 話 (0982) 67-3201
F A X (0982) 67-2825

○電気事業特別会計

1 億 3,500 万円

(資本的収支含む)

椎葉のきれいな水を使って安全でクリーンな電気エネルギーの生産に努めています。また、昭和29年の運転開始以来、約60年間運営してきた間柏原発電所も、平成26年度に更新工事を終え、国の固定買取制度を活用し、新間柏原発電所として運用を開始しています。

【収益的収支】

収 入：営業収入	1 億 3,500 万円 (売電料)
支 出：総務費	4,800 万円 (給与、流水占用料、消費税等)
基金積立金	4,450 万円
公債費	4,220 万円 (企業債元金、利子)
予備費	30 万円



建設課 施設管理グループ
無 料 電 話 7-67-0071・7-67-0072
N T T 電 話 (0982) 67-3207
F A X (0982) 67-3930

○し尿処理施設維持管理事業

3,140 万円

村内のし尿を委託して運送し、本村を含む1町2村（美郷、諸塚、椎葉）で構成する入郷衛生組合において最終処分しています。

主な経費：	業務委託料	700 万円（運送委託）
	負担金	2,440 万円（入郷衛生組合管理運営負担金）

○日向東白杵広域連合負担金事業

2,438 万円

ごみ処理場、処分場、火葬場を1市2町2村で構成する広域連合で運営しています。



税務住民課	住民グループ
無 料 電 話	7-67-0051・7-67-0052
N T T 電 話	(0982) 67-3205
F A X	(0982) 67-3930

5. 未来へ共に歩めるむらづくり 【 広域行政・連携 】

村民の日常生活圏は、交通網の整備などによって行政区域を越えて進んでおり、広域連携による推進体制の整備に努めています。

○広域行政関連対策等負担金 486 万円

内 訳：負担金

宮崎県北部広域事務組合	15 万円
日向・東臼杵市町村振興協議会	4 万円
宮崎県地域振興対策協議会山村振興部会	6 万円
宮崎県地域振興対策協議会発電地域振興部会	2 万円
地域活性化センター	7 万円
全国過疎地域自立促進連盟	5 万円
宮崎県過疎地域振興協議会	1 万円
日向地区職業訓練会	2 万円
宮崎県町村会	97 万円
東臼杵郡町村会	164 万円
東臼杵郡公平委員会	7 万円
宮崎県自治会連合会	5 千円
町村職員採用試験	8 万円
地方財務協会	4 万円
暴力団追放協議会	2 万円
犯罪被害者支援センター	5 千円
宮崎県議長会	107 万円
東臼杵郡議長会	23 万円
入郷地域開発期成同盟会	1 万円
県町村監査委員協議会	3 万円
郡町村監査委員協議会	3 万円
延岡地区市町村税務協議会	2 万円
租税教育推進協議会	6 千円
戸籍協議会	7 千円

～愛響プロジェクト～

第5次長期総合計画において「愛響（あいきょう）プロジェクト」として重点的に取り組んでいくものを設定しています。

平成27年度に庁内会議や雇用対策協議会で、検討や協議を行い、平成28年度より具体的に推進して事業に取り組みます。

・村への愛着を育もう！（人口減少、少子高齢化対策）

○雇用創出促進事業 72万円

雇用創出に向けた取り組みを推進するため有識者会議やマーケティング調査を実施します。

○雇用対策事業 30万円

村内の事業所で、新規雇用者（離職者、U・Iターン等）を雇い入れた事業主に対し、村が予算の範囲内で一部助成をします。

○福利厚生に関する事業 250万円

村内に住所を有する事業所（林業事業体を除く）に対して、年度内に発生した福利厚生費に係る経費の一部を要綱に基づき翌年度に助成します。

地域振興課	雇用対策室
無料電話	7-67-0031・7-67-0032
NTT電話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

○移住促進事業 116万円

椎葉村への移住を促進するため、「移住サポーター」による移住者への支援や都市部での移住誘致PR、情報発信等を行います。

○地域おこし協力隊活動事業 3,793万円

都市部から移住し、最大3年間、椎葉村の活性化に取り組む活動を行います。平成30年度は11名の隊員が様々なミッションで活動を行います。

○地域創造探求事業 453万円

村民が椎葉村の将来に向けて自分達ができることを話し、取り組む活動を支援します。

地域振興課	企画グループ
無料電話	7-67-0031・7-67-0032
NTT電話	(0982) 67-3203
F A X	(0982) 67-2825

地区への愛を高めよう！（集落支援）

○飲料水管理支援事業

36 万円

「水やり支援隊」を結成し、高齢者及び障害者のみ等の世帯に対して水やりの支援を行います。

建設課 施設管理グループ
無 料 電 話 7-67-0071・7-67-0072
N T T 電 話 (0982) 67-3207
F A X (0982) 67-3930

○集落支援道路維持対策事業

430 万円

集落共同作業（除草作業）の負担軽減のため、各組合の作業負担に応じ作業への支援を行います。

地域振興課 企画グループ
無 料 電 話 7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話 (0982) 67-3203
F A X (0982) 67-2825

建設課 道路管理グループ
無 料 電 話 7-67-0071・7-67-0072
N T T 電 話 (0982) 67-3207
F A X (0982) 67-3930

○地区計画支援事業

1,066 万円

平成 28 年度に策定した地区計画を実行していくための支援を行います。

○集落支援員活動事業

1,328 万円

集落支援員を配置し、地域の活性化、課題対応等の支援に取り組みます。現在は、梅尾と松尾地区、尾八重地区で各 1 名が活動を行っており、平成 30 年度は仲塔地区に配置予定です。

地域振興課 企画グループ
無 料 電 話 7-67-0031・7-67-0032
N T T 電 話 (0982) 67-3203
F A X (0982) 67-2825